

○富田林市寄附採納事務取扱要綱

令和7年9月1日

要綱第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市に対する寄附の採納に関する事務を公正かつ適正に執行するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附の種類)

第2条 寄附の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 現金（現金に代えて納付される証券等を含む。）（以下「寄附金」という。）
- (2) 富田林市財務規則（昭和39年富田林市規則第16号）別表第3に規定する備品及び消耗品（以下「寄附物品」という。）

(寄附をしようとする者の留意事項)

第3条 市に対し寄附をしようとする者（以下「寄附申出者」という。）は、自らの善意による自発的意思に基づき任意に寄附の申出をしなければならない。

2 寄附申出者は、寄附を理由として市政に対する特別な便宜供与の要求、行政運営への干渉、市長その他の市職員との特別な面会要請、政策決定への影響行使、優遇措置の依頼その他の自己又は第三者に対し市が利益を図ることを要求してはならない。

3 寄附申出者は、寄附金に関し、寄附の申出の際にその用途について意見を述べることができるが、市が当該意見に拘束されるものと解してはならない。

(寄附採納の基準)

第4条 市は、寄附金又は寄附物品が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、寄附の申出を拒否しなければならない。

- (1) 政治、思想及び宗教的な意図を持つもの
- (2) 公共性又は公益性に寄与しないもの

- (3) 市の中立性及び公平性が損なわれるおそれがあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (5) 紛争中又は紛争の原因となるおそれがあるもの
- (6) 前条に違反して寄附の申出がなされたもの
- (7) 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者からの寄附であるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限その他の制約があるもの

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる内容に該当するときは、寄附の申出を拒否することができる。

- (1) 氏名若しくは企業・団体名を記載しているもの又は記載することを条件とした寄附であつて、宣伝の効果又は利益誘導のおそれがあるもの
- (2) 寄附物品の維持管理に関し市に過大な負担を生じさせるおそれがあるもの
- (3) 寄附物品で市において利活用が見込めないもの
- (4) 展示、植栽その他の設置及び保管するための条件整備が必要な寄附物品であつて、その場所等の確保ができないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が不適當と認めるもの
(寄附の申出)

第5条 寄附申出者は、寄附申出書（寄附金）（様式第1号）又は寄附申出書（寄附物品）（様式第2号）を市に提出するものとする。
(採納事務の所管)

第6条 寄附採納に係る所管課等の長（以下「所管課長」という。）は、寄附申出者からその使途について希望があるものについては、当該事務の担当課等の長とし、寄附申出者からその使途について特に希望がないものについては、寄附金は広報広聴課長、寄附物品は政策推進課長が調整し、所管課長を決定する。

(寄附採納の可否の決定及び通知)

第7条 所管課長は、第5条の規定により寄附の申出があつたときは、第4条に規定する寄附採納の基準により速やかに審査しなければならない。

2 前項の規定により採納の可否について決定したときは、寄附申出者に通知するものとする。

(寄附の採納等)

第8条 所管課長は、寄附を採納するときは、富田林市財務規則の規定に基づくものとし、寄附金については、収入調定等の収納に関する手続を行わなければならない。

2 市は、寄附の受領を確認後、速やかに寄附金受領証明書(様式第3号)又は寄附物品受領証明書(様式第4号)を採納された寄附に係る寄附申出者(以下「寄附者」という。)に交付するものとする。

3 市は、受け入れた寄附が第4条の規定に該当すると認めたときは、採納の決定を取り消し、既に受領した寄附を返還することができる。

(寄附に伴う感謝等)

第9条 市は、寄附を採納したときは、寄附の性質及び内容に応じて、礼状の送付等により、寄附者に感謝の意を表するものとする。ただし、寄附者が希望しないときは、この限りでない。

(適用除外)

第10条 この要綱は、次に掲げるものについては適用しないものとする。

- (1) ふるさと納税による寄附
- (2) 企業版ふるさと納税による寄附
- (3) 国、府その他の公共団体又は公共的団体からの財産等の寄附又は贈与
- (4) 役務的な無償作業等
- (5) 災害に係る義援金及び物資等の寄附
- (6) その他市例規等の規定により寄附採納の手続が定められているもの

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年要綱第 13 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

富田林市長 様

寄附申出書（寄附金）

富田林市に、下記のとおり寄附を申し出ます。

寄附金額	円
------	---

希望する寄附金の使い道 （希望する事業 1 つに○印を付けてください。）

☐	① 緑の保全及び環境の保護に関する事業
☐	② 商工業及び農業の活性化並びに観光の振興に関する事業
☐	③ 文化・芸術活動及びスポーツ活動に関する事業
☐	④ 福祉及び健康づくりに関する事業
☐	⑤ 防災及び防犯対策並びに都市基盤の整備に関する事業
☐	⑥ 子ども・子育て支援及び教育の充実に関する事業
☐	⑦ 市長にお任せ

【同意事項】

- 本寄附の申出に当たり、以下の事項に同意します。
1. 寄附の目的は、公序良俗に反する内容ではありません。
 2. 寄附の目的は、政治的・宗教的活動又は特定の企業・団体の宣伝や利益誘導ではありません。
 3. 暴力団等、反社会的勢力や違法行為に関与する団体・個人とは一切関係ありません。
 4. 本寄附はいかなる対価を伴うものでもなく、寄附を理由として市政に対する特別な便宜供与の要求、行政運営への干渉、市長その他の市職員との特別な面会要請、政策決定への影響行使、優遇措置の依頼その他の自己又は第三者に対し市が利益を図ることを要求しません。
 5. 上記の寄附金の使い道については、希望としてお伝えするものですが、異なる使い道に用いられたとしても、返金その他の異議を申し立てません。
 6. その他富田林市寄附採納事務取扱要綱の規定を遵守します。
 7. 本寄附に関し、市からの指示があった場合はこれに従います。

年 月 日

所在地
名 称
代表者
電話番号

様式第 2 号（第 5 条関係）

富田林市長 様

寄附申出書（寄附物品）

富田林市に、下記のとおり寄附を申し出ます。

寄附物品	
規格等	
数量	

【同意事項】

- 本寄附の申出に当たり、以下の事項に同意します。
- 1. 寄附の目的は、公序良俗に反する内容ではありません。
 - 2. 寄附の目的は、政治的・宗教的活動又は特定の企業・団体の宣伝や利益誘導ではありません。
 - 3. 暴力団等、反社会的勢力や違法行為に関与する団体・個人とは一切関係ありません。
 - 4. 本寄附はいかなる対価を伴うものでもなく、寄附を理由として市政に対する特別な便宜供与の要求、行政運営への干渉、市長その他の市職員との特別な面会要請、政策決定への影響行使、優遇措置の依頼その他の自己又は第三者に対し市が利益を図ることを要求しません。
 - 5. 寄附物品については、市が必要に応じて活用又は処分等を自由に行うことができるものとし、その取扱いについて一切異議を申し立てません。
 - 6. その他富田林市寄附採納事務取扱要綱の規定を遵守します。
 - 7. 本寄附に関し、市からの指示があった場合はこれに従います。

年 月 日

所在地
名 称
代表者
電話番号

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

富田林市長

寄附金受領証明書

寄附金額	
寄附年月日	年 月 日

【大阪府富田林市（地方公共団体）に対する寄附】
上記の寄附金について、受領したことを証明します。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

富田林市長

寄附物品受領証明書

寄附物品	
規格等	
数量	
寄附年月日	年 月 日

【大阪府富田林市（地方公共団体）に対する寄附】
上記の寄附について、受領したことを証明します。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)